

市・県営住宅 入居申込みのご案内

(令和7年度7月改訂版)



三条市 福祉保健部 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL : 0256-34-5434 (直通)

0256-34-5511 (内線 412)

目次

1	市・県営住宅とは	2
2	公営住宅	3
	(1) 住宅一覧	3
	(2) 入居者資格の有無の確認	5
	(3) 入居要件	6
	(4) 単身入居の要件（市営住宅のみ）	7
	(5) 裁量階層世帯とは	7
3	定住者向け住宅	9
	(1) 住宅一覧	9
	(2) 入居要件	9
4	入居に当たっての注意事項	10
5	申込みから入居までの流れ	11
6	月収額の計算	13
	(1) 月収額を計算する前に、次のことを確かめてください。	13
	*同居親族又は同居しようとする親族と扶養親族の人数は何人ですか。	
	*世帯の総収入金額及び総所得金額はいくらですか。	
	*月収額を計算する上での注意点	
	*月収額の算出の流れ	
	*収入基準早見表	
	(2) 月収額の計算方法	15
	*給与所得者の場合	
	*年金所得者の場合	
	*その他の所得者の場合	
	(3) 月収額の計算例	18
	*給与所得者の場合	
	*年金所得者の場合	
	(4) 所得控除	19
7	申込方法	21
8	「市(県)営住宅」入居申込み及び入居時提出書類チェックリスト	22
	*入居申込時に必要な書類	22
	*入居時に必要な書類	24

1 市・県営住宅とは

市・県営住宅には、次の2種類の住宅があります。

① 公営住宅

公営住宅は、住む家に困っている収入の少ない方に、低い家賃で賃貸する目的で建てられた住宅です。そのため、民間賃貸住宅などとは異なり、法律や条例などで入居者の資格（住宅困窮要件・収入基準）が定められており、住宅の入居申込みと使用についても様々な制限があります。入居申込みの前に、この申込案内をよくお読みいただき、入居者の資格等をご確認ください。

② 定住者向け住宅

定住者向け住宅は、下田地域への定住促進を目的として設置された住宅です。法律の規定によらず、単身者でも入居可能な「コーポラス飯田1・2」と、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「コーポラス飯田ファミリア（飯田特定公共賃貸住宅）」の2つの住宅があります。入居申込みの前に、この申込案内をよくお読みいただき、入居者の資格等をご確認ください。

2 公営住宅

(1) 住宅一覧

ア 公営住宅（市営）

竣工年度	住宅名	所在地	戸数	間取り	家賃（月額/円） 〔令和7年度〕	駐車場※ （月額/円）
S52	市営南四日町住宅A	南四日町4-10-23	30	3DK	15,400～30,200	2,900
S53	市営南四日町住宅B	南四日町4-10-16	20	3DK	15,500～30,500	
H17	月岡百刈住宅1	月岡2-10-14	4	3LDK	22,900～45,100	3,500
	*月岡百刈住宅2	月岡2-10-13	4	2K	13,100～25,700	
	月岡百刈住宅3	月岡2-10-12	4	2LDK	20,200～39,700	
	月岡百刈住宅4	月岡2-10-10	4	2LDK	19,100～37,600	
	月岡百刈住宅5	月岡2-10-11	4	2LDK		
	月岡百刈住宅6	月岡2-10-8	4	3LDK	22,900～45,100	
H17	曲淵住宅A	曲淵1-8-5	12	3DK	24,900～48,800	3,500
	曲淵住宅B	曲淵1-8-5	30	2DK	20,100～39,400	
	*曲淵住宅C	曲淵1-8-5	12	1DK	16,400～32,300	

※「*」は単身者でも入居できる住宅です。

※駐車場使用料は、1台当たりの金額です。駐車場の空き状況により、1世帯につき2台分まで使用を許可しています。

※家賃・駐車場使用料のほかに、共用部分に係る維持管理費（階段灯の電気代など）の負担があります。（月額3,000～5,000円前後で、各住宅において徴収しており、住宅により金額は異なります。）

イ 公営住宅（県営）

竣工年度	住宅名	所在地	戸数	間取り	家賃（月額/円） 〔令和7年度〕	駐車場※ （月額/円）
S51	* 県営南四日町住宅 1	南四日町 4-10-36	30	3DK	14,400~28,500	2,900
	* 県営南四日町住宅 2	南四日町 4-10-50	30	3DK		
S52	* 県営南四日町住宅 3	南四日町 4-10-29	20	3DK	14,700~28,800	
	* 県営南四日町住宅 4	南四日町 4-10-15	30	3DK		
S53	* 県営北入蔵住宅 1	北入蔵 2-11-1	20	3DK	15,600~30,700	3,000
	* 県営北入蔵住宅 2	北入蔵 2-11-2	20	3DK	15,600~30,700	
	* 県営北入蔵住宅 3	北入蔵 2-11-3	20	3DK		
S54	* 県営北入蔵住宅 4	北入蔵 2-11-4	20	3DK	15,900~31,200	
S55	* 県営西大崎住宅 1	西大崎 3-9-52	24	3DK	16,400~33,200	2,800
S54	* 県営西大崎住宅 2	西大崎 3-9-48	24	3DK	16,100~32,700	
S57	* 県営西大崎住宅 4	西大崎 3-9-40	30	3DK	17,300~35,000	
S57	* 県営西大崎住宅 7	西大崎 3-9-25	20	3DK	17,200~35,000	

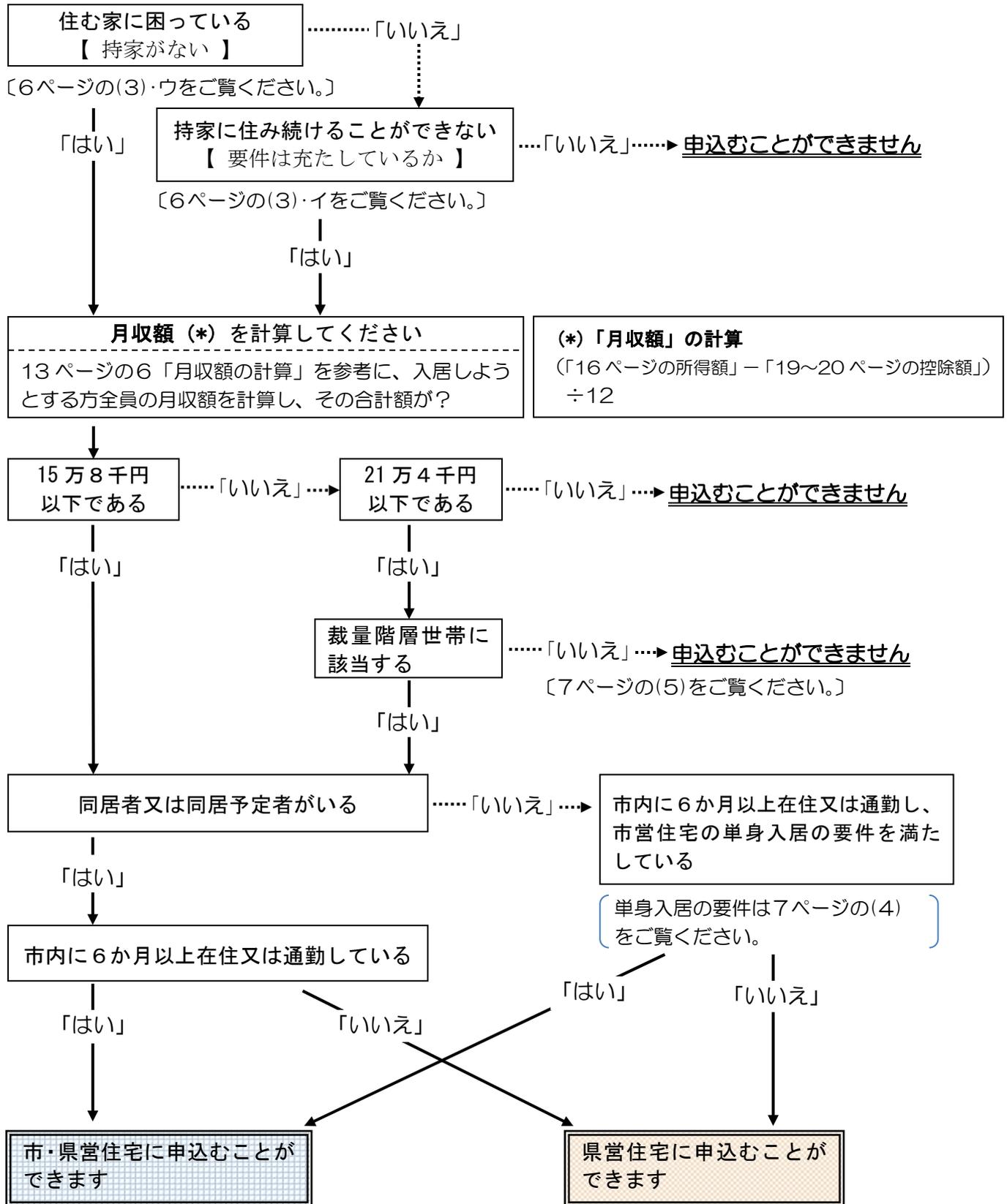
※「*」は単身者でも入居できる住宅です。

※駐車場使用料は、1台当たりの金額です。駐車場の空き状況により、1世帯につき2台分まで使用を許可しています。

※家賃・駐車場使用料のほかに、共用部分に係る維持管理費（階段灯の電気代など）の負担があります。（月額3,000~5,000円前後で、各住宅において徴収しており、住宅により金額は異なります。）

(2) 入居資格の有無の確認

次の手順により確認してください。



入居申込者及び同居予定者が暴力団員又は暴力団関係者の場合は申込みできません。
また、市税等に滞納があると入居できない場合があります。

(3) 入居要件

次の「ア」から「ク」の全ての条件を充たしている必要があります。

ア 市営住宅については、同居する親族があること。ただし、条件によっては単身者も入居できます。(詳細は7ページの(4)を参照)

県営住宅については、単身者の入居要件はありません。

※親族には、婚約中の者、内縁の配偶者、三条市パートナーシップ宣誓証明書及び三条市ファミリーシップ宣誓証明書の交付を受けた者を含みます。

※友人等の寄合世帯での申込み、世帯を不自然に分割(合併)した申込みはできません。

※外国人については、住民票に記載されている方に限ります。

イ 持家がないこと。ただし、持家がある方でも、次の場合は(●印) 申込むことができます。

- 入居の手続までに所有権を移転される場合
- 自己の責めによらず立退要求を受け、適当な立退き先がない場合
- 居住の用をなさないほど著しく老朽化し、かつ、費用不足のため建替え等が困難である場合(「著しく老朽化」とは、雨漏りがひどい、床が抜けているなどをいいます。)

ウ 現在、住宅に困窮しており、次のいずれかに該当すること。(政令第7条)

- ① 住宅以外の建物又若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- ② 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- ③ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- ④ 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。注:「自己の責めに帰すべき事由」とは、賃料不払い等をいいます。)
- ⑤ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- ⑥ その他、現に住宅に困窮していることが明らかな者(具体的な事情をお聞かせください。)

エ 入居しようとする人全員の月収額の合計が158,000円以下(計算方法は、13ページ以降参照)であること。ただし、高齢者世帯など「裁量階層世帯(7ページの(5)を参照)」に該当する場合は、月収額の合計が214,000円以下であれば申込むことができます。

オ 市営住宅については、入居申込日において、市内に6か月以上在住又は通勤していること

県営住宅については、市外の方も申込むことができます。

- カ 現在、市（県）営住宅に入居していないこと
- キ 入居申込日において、市税等の滞納がないこと（やむを得ない事情による場合は、申込時にご相談ください。）
- ク 入居申込者及び同居予定者が、暴力団員又は暴力団関係者でないこと

（４）単身入居の要件（市営住宅のみ）

市営住宅では、次のいずれかにあてはまる方は、単身者でも申込むことができます。

- ア 60歳以上の者
- イ 障がい者（身体障がい者：身体障害者手帳1級～4級程度／精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度／知的障がい者：療育手帳A・B）
- ウ 戦傷病者
- エ 原子爆弾被爆者
- オ 生活保護を受けている者
- カ 中国残留邦人等の支援給付を受けている者
- キ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）
- ク ハンセン病療養所入所者等
- ケ 配偶者（内縁・交際相手を含む）からの暴力被害者
（配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の方、配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の方）
- コ 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害その他これに準ずるものとして市長が認める事由に該当することとなった者

なお、単身者が入居できる住宅は、次のとおりです。

- ア 市営住宅のうち、
月岡百刈住宅2号棟（2K）、曲淵住宅C棟（1DK）
- イ 県営住宅のすべて

（５）裁量階層世帯とは

次の「ア」から「ウ」のいずれかに該当している世帯をいいます。

- ア 入居申込者が60歳以上で、かつ、同居予定者全員が60歳以上又は18歳未満の世帯
- イ 入居申込者又は同居予定者に、次のいずれかに該当する方がいる世帯
 - ① 障がい者（身体障がい者：身体障害者手帳1級～4級程度／精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳1・2級程度／知的障がい者：療育手帳A・B）

- ② 戦傷病者
- ③ 原子爆弾被爆者
- ④ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）
- ⑤ ハンセン病療養所入所者等
- ⑥ 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害その他これに準ずるものとして市長が認める事由に該当することとなった者

ウ 同居予定者に小学校就学前の子どもがいる世帯

3 定住者向け住宅

(1) 住宅一覧

竣工年度	住宅名	所在地	戸数	間取り	家賃（月額/円） 〔令和7年度〕	駐車場※ （月額/円）
H13	*コーポラス飯田1	飯田 2277-1	6	2LDK	30,000	3,000
H14	*コーポラス飯田2	飯田 2277-1	6	2LDK		
H9	コーポラス飯田ファミリア	飯田 2271	10	3LDK	40,000	3,000

※「*」は単身者でも入居できる住宅です。

※駐車場使用料は、1台当たりの金額です。1世帯につき2台分まで使用を許可しています。

※家賃・駐車場使用料のほかに、共用部分に係る維持管理費（階段灯の電気代など）の負担があります。（月額3,000～5,000円前後で、各住宅において徴収しており、住宅により金額は異なります。）

(2) 入居要件

ア コーポラス飯田1・2

次の「ア」から「エ」の全ての条件を充たしている必要があります。

(ア) 入居後、速やかに当該住宅の所在地に住所を移転することができる者

(イ) 家賃の支払能力があると認められる者

(ウ) 入居申込日において、市税等の滞納がないこと（やむを得ない事情による場合は、申込時にご相談ください。）

(エ) 入居申込者及び同居予定者が、暴力団員又は暴力団関係者でないこと

※ 市外の方も申込むことができます。

イ コーポラス飯田ファミリア（飯田特定公共賃貸住宅）

次の「ア」から「オ」の全ての条件を充たしている必要があります。

(ア) 入居しようとする方全員の月収額の合計が158,000円以上487,000円以下で、自ら居住するため住宅を必要としていること

ただし、月収額の合計が158,000円未満でも、現在就業している方で、次のいずれかに該当する場合は申込むことができます。

① 3年以内に月収額の合計が158,000円以上になることが確実な方

② 所得の上昇が見込まれることが確実な方

(イ) 同居又は同居しようとする親族（婚約中の者及び内縁の配偶者を含む）があること

(ウ) 入居申込日において、市税等の滞納がないこと（やむを得ない事情による場合は、申込時にご相談ください。）

(エ) 入居申込者及び同居予定者が、暴力団員又は暴力団関係者でないこと

4 入居に当たっての注意事項

(1) 入居申込書等に記載された内容が事実と異なる場合は、申込み又は入居の決定を取り消すことがあります。

(2) 入居に際しては、県内に居住し、独立した生計を営む能力を有している方で、入居者と同等以上の収入のある連帯保証人（公営住宅に入居されている方や税金等の滞納がある方は、連帯保証人になれません。）と家賃の3か月分（コーポラス飯田ファミリアは家賃の2か月分）の敷金が必要です。

(3) 次の器具類は、一部の住宅を除いて設置されておられませんので、各自でご用意ください。なお、修繕費用と退去時の撤去費用は、入居者負担となります。

器具名	設置してある住宅
部屋の照明器具、ガスコンロ	月岡百刈住宅、曲淵住宅、J-ポ ン飯田 1・2、J-ポ ン飯田ファミリア
風呂釜、浴槽、給湯器	市営南四日町住宅、月岡百刈住宅、曲淵住宅、J-ポ ン飯田 1・2、J-ポ ン飯田ファミリア、県営住宅については一部設置有り

(4) 駐車場を使用する場合は、申込が必要です。

ア 駐車場は、原則、1世帯につき、入居者又は同居者が使用する自家用車1台分に限り使用を許可しています。ただし、区画の空き状況に応じて、1世帯につき、入居者又は同居者が使用する自家用車2台分まで使用を許可しています。詳しくはご相談ください。（コーポラス飯田1・2及びコーポラス飯田ファミリアは、1世帯につき、入居者又は同居者が使用する自家用車2台分まで使用を許可しています。）

なお、駐車場の除雪は、入居者で行っていただく必要があります。

イ 決められた場所以外への駐車や不法駐車は、他の入居者や周辺住民の人達の迷惑となるだけでなく、緊急時の救命救急、消防活動の妨げとなりますので絶対にしないでください。

(5) 犬・猫などのペットは飼育できません。

(6) 入居後には、家賃・駐車場使用料のほかに、共用部分に係る維持管理費（階段灯の電気代など）の負担があります。（月額3,000～5,000円前後で、各住宅において徴収しており、住宅により金額は異なります。）

市・県営住宅は皆さんの大切な財産です。入居するに当たり、市・県営住宅の共用部分の管理は、入居者の皆さんで協力して行っていただく必要があります（清掃、草刈り、除雪など）。詳細については、入居時にお渡しする「市（県）営住宅 入居のしおり」をよくお読みいただき、納得された上で入居を決めてください。

また、入居後は、一人ひとりがお互いに協力し合って、住み良い団地づくりに努めていただきます。

5 申込みから入居までの流れ

申込書の受付

受付は、随時行っています。

(詳しくは、21 ページの「申込方法」を確認してください。)

- 申込みに必要な「市(県)営住宅入居申込書」と「入居希望住宅確認書」は、次の窓口等に備え付けてあります。
 - 福祉保健部福祉課 福祉・公営住宅係
 - 栄サービスセンター 総合窓口グループ
 - 下田サービスセンター 総合窓口グループ

公募及び入居者の選考

毎月1日に公募を行います。

毎月末までの入居申込者を対象に入居者の選考を行います。

その日までに申込書を提出されている方が、その時点での入居者の選考対象となります。

- 申込書の有効期間は、受付をした日から入居された日、申込みを辞退した日、又は今年度の3月31日までとなります。

入居・抽選会の案内

入居者の選考で、空室がある団地を希望された方がお一人の場合は、入居手続の案内をします。

また、空室がある団地を希望された方が複数の場合は、抽選会の案内をします。

- 募集できる団地がない場合は、抽選会を開催しません。
- 入居者の選考で、希望された団地に空室がなかった場合は、“空室がなかったこと”を通知します。

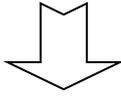
抽選会の開催

住宅団地ごとに入居申込者から抽選札を引いてもらい、抽選番号の若い順に希望する部屋を決めてもらいます。

抽選終了後、「当選者」には入居手続について、書類の配付と説明を行います。

- 抽選会は、募集した翌月の第2火曜日、午後7時から三条庁舎で開催します。
- 抽選会は、代理の方が出席されても構いませんが、その場で入居する部屋を選ぶことができる方とします。
- 「当選者」が入居をキャンセル又は失格する場合があるため、「補欠者」も選出します。

部屋の確認



入居手続／入居者資格審査

入居者資格を審査しますので、指定した期日までに入居手続に必要な書類を福祉課福祉・公営住宅係へ提出してください。

【注意】

原則、連帯保証人が必要です。

※特別な事情があるときは、免除することもできますので、窓口でご相談ください。

追加書類の請求

提出された書類で確認できない場合は、更に書類の提出をお願いすることがあります。

入居申込者・連帯保証人との面談

提出された書類を確認するため、必要に応じて面談を行うことがあります。

合格

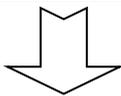
【入居決定】

失格

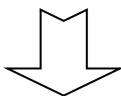
【入居できません】



入居決定の通知



敷金の納入・鍵の受け渡し



入居

■ 室内の確認は、防犯対策等の関係から「当選者」のみに許可しています。

■ 入居に必要な書類は、次のとおりです。

○健康保険証の写し(入居される方全員分)

○住宅使用請書

・入居者の印鑑登録証明書
(県営住宅のみ)

・連帯保証人の印鑑登録証明書

・連帯保証人の所得・課税証明書

・連帯保証人の省略の無い住民票の写し
(県営住宅のみ)

いずれも、市町村発行の証明書を添付

○調査同意書

○入居後連絡先登録書

○駐車場使用申込書(駐車場を申し込む場合のみ)

・車検証の写し

・運転免許証の写し

○その他必要な書類

(例) 寡婦又はひとり親世帯

・戸籍謄本

■ 連帯保証人の要件は次のとおりです。

* 県内に居住していること

* 独立した生計を営む能力を有すること

* 入居決定者と同等以上の収入があること

なお、連帯保証人予定者が要件に該当しない場合は、緊急連絡人の選任をお願いする場合があります。

詳しくは、窓口でご相談ください。

■ 敷金として、家賃の3か月分(コーポラス飯田ファミリアは家賃の2か月分)を納めていただきます。

■ 敷金を納入された段階で、鍵を3本お渡しします。(コーポラス飯田は2本)

■ 鍵をお渡しした日(入居日と認定)が月の途中であれば、その月の家賃は日割計算になります。

■ 入居(引越し)及び住民登録の届出は速やかにお願ひします。

6 月収額の計算

(1) 月収額を計算する前に、次のことを確かめてください。

ア あなたの同居親族又は同居しようとする親族と扶養親族の人数は何人ですか。

- ① 同居親族とは… 入居しようとする親族（本人を除く。）のことをいいます。
- ② 扶養親族とは… 所得税法上の、同居する扶養親族及び同居しない同一生計の扶養親族のことをいいます。

イ あなたの世帯の総収入金額及び総所得金額はいくらですか。

- ① 給与所得とは… 俸給、給与、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得の場合の総収入金額とは、ボーナス、手当等を含んだ金額です。
- ② 年金所得とは… 厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。例えば、老齢年金、退職年金等をいいます。その他、法律により非課税とされる各種年金（障害、遺族、福祉年金等）は含まれません。
- ③ その他の所得とは… 事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得等の所得です。例えば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。税の申告をしていない人は、速やかに申告した上で、所得金額を十分確認してください。

■ 月収額を計算する上での注意点

ア 所得としないもの

○法律により非課税とされている所得については、0円で計算してください。

＜非課税とされるものの例＞

遺族恩給、遺族年金、障害者年金、雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費、生活保護の扶助費、児童扶養手当、特別児童扶養手当 など

イ 退職予定の場合

○申込時は働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で入居決定時までに退職しなければならず、以降無職、無収入となる方の収入は0円としてください。

ウ 新たに勤め始める方の場合

○支払見込額で推定収入を算出します。

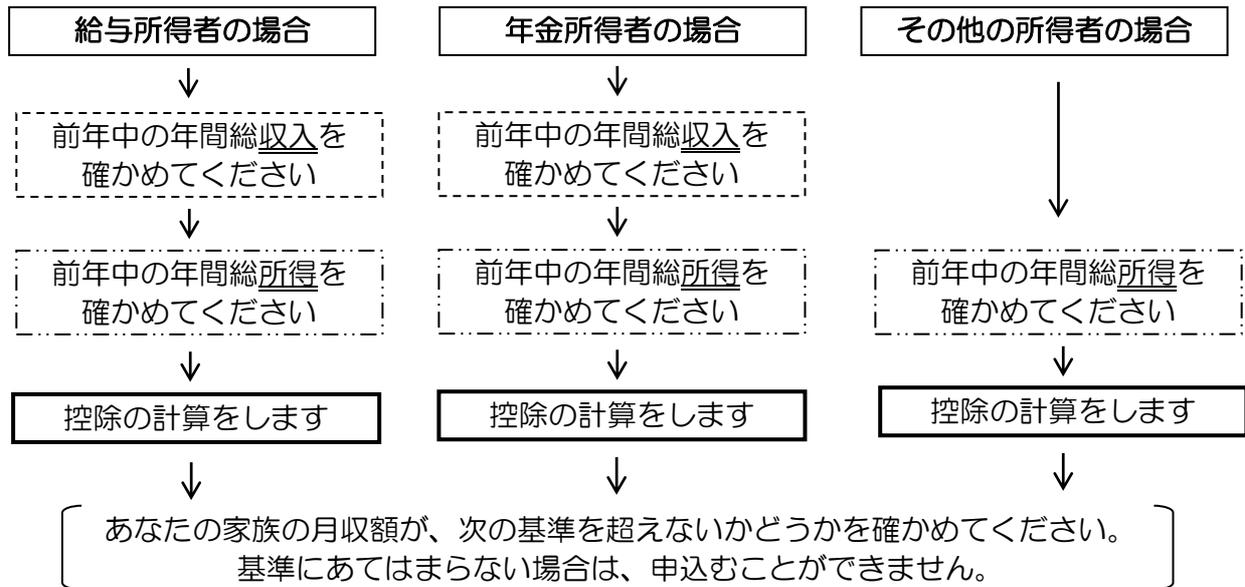
エ 年齢

○入居申込書を提出する予定日現在の年齢とします。

オ 学生を除く18歳以上の方で、前年の収入が無かった又は扶養されていたため住民税の申告をしていない場合

○課税所得の有無が不明なため、税務課において住民税の申告をしてください。

■ 月収額の算出の流れ



【一般住宅（市・県営）】

原則階層世帯	158,000円以下
裁量階層世帯	214,000円以下

■ 収入基準早見表

ア 収入基準早見表の金額は「収入」です。ただし、その他の所得者の場合は「所得」となります。

イ 収入基準早見表は、収入のある方が世帯に1人の場合で、基礎控除と同居者及び扶養親族控除のみを適用して計算したものです。

収入基準早見表

単位：円

区分	月収額	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者の場合 「収入」	市・県営住宅 158,000 (214,000)	2,967,999 (3,887,999) 以下	3,511,999 (4,363,999) 以下	3,995,999 (4,835,999) 以下	4,471,999 (5,311,999) 以下	4,947,999 (5,787,999) 以下
年金所得者の場合 「収入」	市・県営住宅 158,000 (214,000)	3,028,015 (3,924,015) 以下	3,534,682 (4,391,778) 以下	4,041,349 (4,838,837) 以下	4,495,308 (5,285,896) 以下	4,942,367 (5,732,955) 以下
その他の所得者の場合 「所得」	市・県営住宅 158,000 (214,000)	1,896,011 (2,568,011) 以下	2,276,011 (2,948,011) 以下	2,656,011 (3,328,011) 以下	3,036,011 (3,708,011) 以下	3,416,011 (4,088,011) 以下

※ 注意：() 内は、裁量階層世帯の金額です。

(2) 月収額の計算方法

給与所得者の場合

ア 年間総収入金額の計算

あなたが仕事を始めた時期	計算の方法
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間総収入金額（源泉徴収票の支払金額の欄）
② 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月間の総収入金額
③ 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月（勤務の開始日が1日の場合は勤務した月）から申込月の前月までの総収入金額を基に、次により計算した推定額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = 1\text{年間の推定総収入金額}$
④ 現在の勤務先に就職してから、まだ1か月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した額に、支給が予定されている賞与の額を加えた、1年間の推定総収入額

※注意1：1年のうち、病気・欠勤などで収入が著しく減少した月の収入は、これを除いた上、上記の表③の計算方法で計算してください。

注意2：新たに勤め始める方は、上記の表④の計算方法で計算してください。

年間総収入金額

円

イ 年間総収入金額から年間所得金額を計算する方法

年間総収入金額の区分	年間所得金額の計算方法
～ 550,999円	年間所得金額は0円
551,000円～1,618,999円	年間所得金額は 年間総収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	年間所得金額は 1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	年間所得金額は 1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	年間所得金額は 1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	年間所得金額は 1,074,000円
1,628,000円～1,800,000円	※端数整理後の額×0.6+100,000円=年間所得金額
1,800,001円～3,600,000円	※端数整理後の額×0.7-80,000円=年間所得金額
3,600,001円～6,600,000円	※端数整理後の額×0.8-440,000円=年間所得金額

※ 注意：1,628,000円～6,599,999円の方は4,000円単位で端数整理します。

〔例〕年間総収入金額が2,386,998円の場合

【端数整理後の額】

2,386,998円÷4,000円=596.7495〔小数点以下切捨て〕→596×4,000円=2,384,000円
 2,384,000円×0.7-80,000円=1,588,800円

年間所得金額

円

ウ 入居しようとしている方の中に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算します。

A 年間所得金額の合計
円

エ 控除の計算方法（19ページの「所得控除」を参照）

控除の種類と金額	控除額
① 基礎控除（給与所得者、公的年金等の所得者） 10万円× 人	円
② 同居者及び扶養親族控除〔入居しようとする扶養親族（入居申込者を除く）及び入居しない遠隔地扶養親族〕 38万円× 人	円
③ 老人控除対象配偶者控除（満年齢70歳以上の配偶者）又は老人扶養親族控除〔満年齢70歳以上の親族（老人控除対象配偶者を除く）〕 10万円× 人	円
④ 特定扶養控除〔扶養親族（配偶者を除く）が16歳以上23歳未満である場合〕 25万円× 人	円
⑤ 障害者控除〔障がい者がいる場合〕 27万円× 人	円
⑥ 特別障害者控除〔特別障がい者がいる場合〕 40万円× 人	円
⑦ 寡婦控除 27万円× 人（年間所得金額が27万円未満のときは、その金額）	円
⑧ ひとり親控除 35万円× 人（年間所得金額（①控除後）が35万円未満のときは、その金額）	円
B 控除額の合計	円

オ 月収額の計算

$$\left(\begin{array}{c} \text{A 年間所得金額の合計} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{B 控除額の合計} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12\text{月} = \begin{array}{c} \text{あなたの家族の月収額} \\ \text{円} \end{array}$$

年金所得者の場合

ア 年間総収入金額の計算

年金を支給された時期	計算の方法
① 引き続き1年以上年金を受給している方	前年中の支払年金額 なお、年金額の改定があった場合は改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計額)
② 年金を受給し、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額 なお、年金の改定があった場合は改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計額)

年間総収入金額

円

イ 年間総収入金額から年間所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入額 (A)	年間所得金額の計算方法
65歳以上	～1,100,000円	年間所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	$(A) - 1,100,000 \text{円} = \text{年間所得金額}$
	3,300,000円～4,099,999円	$(A) \times 0.75 - 275,000 \text{円} = \text{年間所得金額}$
	4,100,000円～7,699,999円	$(A) \times 0.85 - 685,000 \text{円} = \text{年間所得金額}$
	7,700,000円～	$(A) \times 0.95 - 1,455,000 \text{円} = \text{年間所得金額}$
65歳未満	～600,000円	年間所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	$(A) - 600,000 \text{円} = \text{年間所得金額}$
	1,300,000円～4,099,999円	$(A) \times 0.75 - 275,000 \text{円} = \text{年間所得金額}$
	4,100,000円～7,699,999円	$(A) \times 0.85 - 685,000 \text{円} = \text{年間所得金額}$
	7,700,000円～	$(A) \times 0.95 - 1,455,000 \text{円} = \text{年間所得金額}$

年間所得金額

円

ウ 入居しようとしている方の中に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算します。

年間所得金額の合計

円

※ 控除の計算方法、月収額の計算については、給与所得者の場合と同じです。

その他の所得者の場合

ア 年間総収入金額の計算

開業等の時期	計算方法
① 前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控えの所得金額) ※所得金額＝年間総収入金額－必要経費
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業等を始めた翌月からの所得金額で計算します。 (収入を得た期間及び計算方法は、14ページの「給与所得者の場合」の例にならってください。)

イ 入居しようとしている方の中に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの年間所得金額を合算します。

年間所得金額	円	年間所得金額の合計	円
--------	---	-----------	---

※ 控除の計算方法、月収額の計算については、給与所得者の場合と同じです。

(3) 月収額の計算例

給与所得者の場合

- ア 家族構成
- 本人(48歳) 年間総収入金額 3,655,500円(会社員)
 - 妻(45歳) 年間総収入金額 950,000円(パート)
 - 長女(22歳) 大学生
 - 長男(17歳) 高校生〔身体障害者手帳4級〕

イ 計算方法

○本人の年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

$$3,655,500 \text{円} \div 4,000 \text{円} = 913.875 \text{〔小数点以下切捨て〕} \rightarrow 913 \times 4,000 \text{円} = 3,652,000 \text{円}$$

$$3,652,000 \text{円} \times 0.8 - 440,000 \text{円} = \underline{2,481,600 \text{円}}$$

○妻の年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

$$950,000 \text{円} - 550,000 \text{円} = \underline{400,000 \text{円}}$$

○年間所得金額の合計

$$\underline{2,481,600 \text{円}} + \underline{400,000 \text{円}} = \underline{2,881,600 \text{円}}$$

○控除額の合計

- ①基礎控除 [本人・妻：100,000円×2人＝200,000円]
- ②同居者及び扶養親族控除 [妻・長女・長男：380,000円×3人＝1,140,000円]
- ③特定扶養控除 [長女・長男：250,000円×2人＝500,000円]
- ④障害者控除 [長男：270,000円×1人＝270,000円]
- ⑤控除額合計 200,000円＋1,140,000円＋500,000円＋270,000円＝2,110,000円

ウ 申込家族の月収額

$$(2,881,600 \text{円} - 2,110,000 \text{円}) \div 12 \text{月} = \underline{64,300 \text{円}} \text{〔円未満切捨て〕} \leftarrow \text{申込可能}$$

年金所得者の場合

- ア 家族構成 ○本人（68歳）年間総収入金額 3,350,000円（前年中の年金収入）
○妻（63歳）年間総収入金額 800,000円（前年中の年金収入）

イ 計算方法

○年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

- ①本人の年間所得金額 $3,350,000 \text{円} \times 0.75 - 275,000 \text{円} = \underline{2,237,500 \text{円}}$
 ②妻の年間所得金額 $800,000 \text{円} - 600,000 \text{円} = \underline{200,000 \text{円}}$
 ③申込家族の年間所得の合計金額
 $\underline{2,237,500 \text{円}} + \underline{200,000 \text{円}} = \underline{2,437,500 \text{円}}$

○控除額の合計

- ①基礎控除 [本人・妻：100,000円×2人=200,000円]
 ②同居者及び扶養親族控除 [妻/380,000円×1人=380,000円]

ウ 申込家族の月収額

$(2,437,500 \text{円} - 580,000 \text{円}) \div 12 \text{月} = \underline{154,791 \text{円}}$ (円未満切捨て) ←申込可能

(4) 所得控除

項目	対象者の範囲	控除額
①給与所得者、公的年金等所得者基礎控除	入居申込者本人又は同居予定者のうち、給与所得又は公的年金等を有する方 ※ただし、給与所得と公的年金等の双方の所得を有する方については、合計所得金額から10万円（合計金額が10万円未満の場合はその額）を控除する。	1人当り 最大10万円
②同居者及び同居外扶養親族控除	同居予定の親族（入居申込者を除く）及び入居申込者と生計同一の方のうち、所得額が48万円以下で就学等事情があって別居している扶養親族	1人当り 38万円
③老人控除対象配偶者控除又は、老人扶養親族控除	満年齢70歳以上の同一生計配偶者 入居申込者と生計同一の方のうち、所得額が48万円以下で満年齢70歳以上の扶養親族	1人当り 10万円
④特定扶養親族控除	入居申込者と生計同一の方のうち、所得額が48万円以下で満年齢16歳から23歳未満の扶養親族	1人当り 25万円

<p>⑤障害者控除</p>	<p>入居申込者及び同居予定者の方、又は生計同一で所得額が48万円以下の扶養親族で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳3級～6級 ○療育手帳B ○戦傷病者手帳第1号表ノ2の特項症から第3項症以外 ○精神障害者保健福祉手帳2級、3級 ○精神または身体に障がいのある65歳以上の方で、障がいの程度が上記に準ずる方 	<p>1人当り 27万円</p>
<p>⑥特別障害者控除</p>	<p>入居申込者及び同居予定者の方、又は生計同一で所得額が48万円以下の扶養親族で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳1級、2級 ○療育手帳A ○戦傷病者手帳第1号表ノ2の特項症から第3項症 ○精神障害者保健福祉手帳1級 ○原爆被爆者であること ○常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ○精神または身体に障がいのある65歳以上の方で、障がいの程度が上記に準ずる方 	<p>1人当り 40万円</p>
<p>⑦*寡婦控除</p>	<p>入居申込者本人又は同居予定者のうち、次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夫と離婚した後婚姻（事実婚を含む）をしていない方で、扶養親族がいる方で、年間所得金額が500万円以下の方 ○夫と死別してから婚姻していない方、又は夫の生死が不明な方で、年間所得金額が500万円以下の方 	<p>1人当り 最大27万円</p> <p>所得金額から①を控除した後の残額が27万円未満の時はその額</p>
<p>⑧*ひとり親控除</p>	<p>入居申込者本人又は同居予定者のうち、次の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現に婚姻していない方、又は配偶者の生死が不明な方で、事実上婚姻と同様の事情にあると認められる配偶者がいない。 ○生計同一、所得48万円以下の子がいる。 ○年間所得金額が500万円以下である。 	<p>1人当り 最大35万円</p> <p>所得金額から①を控除した後の残額が35万円未満の時はその額</p>

*については、未婚の場合であっても控除を受けることができます。入居申込時に「収入認定算定に係るみなし寡婦（夫）控除適用申立書」を提出してください。

7 申込方法

(1) 申込みに必要な書類

次の「ア」から「エ」の書類をお持ちいただき、受付窓口に提出してください。

なお、令和6年1月1日現在で三条市に住所がない方は、三条市が地方税関係情報を取得することに同意する「同意書（福祉課窓口にあります。）」を提出していただきます。

ア 市（県）営住宅入居申込書

イ 入居希望住宅確認書

ウ マイナンバーと本人確認ができるもの

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、個人番号通知カードをご確認いただくか、マイナンバーの記載がある住民票を発行してください。

エ その他（詳しくは、22～23ページの『「市（県）営住宅」入居申込提出書類チェックリスト』をご覧ください。）

(2) 受付窓口・受付時間

受付窓口		受付時間〔祝日を除く月曜日～金曜日〕
三条庁舎 低層棟 2階	福祉課福祉・公営住宅係	午前8時30分～午後5時30分
栄庁舎 1階	栄サービスセンター 総合窓口グループ	
下田庁舎 1階	下田サービスセンター 総合窓口グループ	

(3) オンライン申請

「三条市スマート申請システム」により、来庁せずに申込みができるようになりましたので、ご活用ください。

※初回ご利用時には、利用者登録が必要です。次のQRコードを読み取り、トップページ右上の「新規登録」から利用者登録をお願いします。



8 「市（県）営住宅」入居申込み及び入居時提出書類チェックリスト

このチェックリストは、市（県）営住宅に入居の申込みをする方が、入居までに提出する書類の一覧表です。準備できたものから確認欄に チェックを入れてご利用ください。

入居申込書（添付書類含む）の受付は随時行っています。

入居者の選考は、「毎月末」までの申込者を対象に行いますので、その日までに入居申込書（添付書類を含む）を提出してください。

入居申込時に必要な書類

提出する方の要件	提出書類及び添付書類	書類の入手先等	確認欄
○入居申込者	市（県）営住宅入居申込書	☞福祉課、栄・下田サービスセンターの各窓口、ホームページ	
	入居希望住宅確認書	☞福祉課、栄・下田サービスセンターの各窓口、ホームページ	
	マイナンバーと本人確認ができるもの 地方税関係情報取得同意書（市外在住の方のみ）	☞福祉課窓口	
	<u>18歳以上（学生は除く）の収入のない方がいる世帯</u> ⇓ 市町村（住民税担当課）で収入がなかった旨の申告をしていただきます。		
	○入居までに結婚する方	婚約証明書	☞福祉課窓口
○離婚の協議又は調停・裁判を行なっている方	離婚申立書	☞福祉課窓口	
○賃貸住宅にお住まいの方	家賃支払証明書	☞福祉課窓口	
○未婚で子供を養育している方	収入認定算定に係るみなし寡婦（夫）控除適用申立書	☞福祉課窓口	

◆ 追加書類の提出

	提出する方の要件	提出書類及び添付書類	書類の入手先・備考	確認欄
本人及び家族（18歳以上（学生は除く））で、該当するものを提出してください。	○前年の1月から12月まで中途雇用や収入に大きな変化がなかった場合で、1月から6月に入居申込みをする方	次の書類いずれか1つを提出 ＊源泉徴収票の写し ＊確定申告の写し ＊公的年金等の源泉徴収票の写し	書類は福祉課でコピーします。 ☞雇用先の会社等 ☞税務署の受付印のあるもの ☞厚生労働省年金局からの通知書	
	○前年及び今年中に中途採用、見習い等で収入を得ることとなった方	次の書類2つを提出 ＊給与支払証明書 ＊給与明細書	☞福祉課窓口 証明及び明細書の発行は雇用先の会社等	
	○前年及び今年中に退職等で収入がなくなった方	次の書類いずれか1つを提出 ＊退職証明書 ＊離職票	☞前雇用先の会社等 ☞同上	
	○前年及び今年中に転職、出向等で収入を得る先が異なる方	次の書類2つを提出 ＊給与支払証明書 ＊給与明細書 と 次の書類いずれか1つを提出 ＊退職証明書 ＊離職票	☞福祉課窓口 証明及び明細書の発行は新雇用先の会社等 ☞前雇用先の会社等 ☞同上	
	○前年及び今年中に収入の額が著しく増額した方	次の書類2つを提出 ＊給与支払証明書 ＊給与明細書	☞福祉課窓口 証明及び明細書の発行は雇用先の会社等	
	○過去1年間に休暇、病気、自宅待機等により収入のない期間があった方	次の書類2つを提出 ＊給与支払証明書 ＊給与明細書 と ＊休暇証明書	☞福祉課窓口 証明及び明細書の発行は雇用先の会社等 ☞雇用先の会社等	

入居時に必要な書類

提出する方の要件	提出書類及び添付書類	書類の入手先・備考	確認欄
	健康保険証の写し (入居される方全員分)	☞福祉課でコピーします。	
	住宅使用請書 【添付書類】 入居者本人の印鑑登録証明書 (県営住宅の場合) 連帯保証人の印鑑登録証明書 連帯保証人の所得・課税証明書 連帯保証人の住民票の写し (県営住宅の場合) <連帯保証人の要件> * 県内に居住していること * 独立した生計を営む能力を有していること * 入居決定者と同等以上の収入があること * 公営住宅に入居していないこと * 税金等の滞納がないこと	☞福祉課窓口 ☞住所地の市町村で発行 ☞その年の1月1日現在に住民票のあった市町村で発行 ☞住所地の市町村で発行	
	調査同意書	☞福祉課窓口	
	入居後連絡先登録書	☞福祉課窓口	
	その他必要書類		
○駐車場を利用したい方 (原則、1世帯に1区画)	駐車場使用申込書 【添付書類】 車検証の写し 運転免許証の写し	☞福祉課窓口 ☞福祉課でコピーします。 ☞同上	
○ひとり親世帯 (未婚の方を含む)	戸籍謄本	☞本籍地の市町村で発行	

～ 不明な点がございましたらお問い合わせください。～

三条市 福祉保健部 福祉課 福祉・公営住宅係
 TEL : 0256-34-5434 (直通)
 0256-34-5511 (内線412)